

意匠分類記号	意匠分類の名称
H6-540	その他媒体の記録機器等

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
H4-40	一	音声映像記録再生機器
<b>参考分類・参考物品</b>		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
H7-212	音響情報記録再生機器	
H7-6240~6242	データ表示機	
<b>再掲載指示</b>		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
<b>この分類に含まれる物品</b>		
<b>定義</b>		
H6-54代には、上位に展開するレコード、テープ、ディスク以外の、その他の媒体を使用し、記録を行う機器を分類する。		
H6-540:レコード、ディスク、テープ以外の、下位に属さない媒体を使用する記録機		
H6-541:カード記録機		
H6-542:記録媒体内蔵記録機		
<b>他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)</b>		
■音響記録再生機器との関係■		
スピーカー等出力機を有するものは、H7-212音響情報記録再生機器に分類する。		
(1)音楽記録再生機を内在しているも、操作部が明らかでなく、形状がヘッドホン若しくはイヤホン型のものは、H7-233(ヘッドホン等)に分類する。		
(2)ヘッドホン等が音楽記録再生機に付属しているにすぎないものはH7-212に分類する。		
(1)登録 1118550	(2)登録 1119029	
		
■映像記録再生機器との関係■		
・映像用の表示画面を有するものは、H7-6240~H7-6246に分類する。		
・記録機のみはここに。		
■記録媒体との関係■		
・単体で情報を再生できる記録機はH6-51~54に(例:ハードディスクレコーダー、ICレコーダー/H6-54)		
・単体では情報を再生できない記憶媒体はH6-56代へ(例:電子ゲーム器用情報記憶カートリッジ/H6-564C)		

■特定の機器専用のものについて■

・ビデオカメラ用のレコーダーは、J3-2910に分類する。ただし、モニターにコードで接続して使用するようなボックスタイプのレコーダーはJ3-2910に含まず、H6-5代に分類する。

■カーナビゲーション機器は以下の分類へ■

- ・CD、DVD、HDD等記録機部のみは、H6-5代に分類する。
- ・携帯型GPSや、表示機・記録機を有さない方向探知器は、H7-32へ。
- ・DVD再生機付き表示機、記録機内蔵型表示機は、H7-62台(データ表示機)へ。
- ・情報端末機にGPS機能がついたものは、H7-720~725(表示機付き電子計算機等)へ。
- ・カード型GPS(PC等に挿入するもの)は、H6-20(通信装置用基本的機器)へ。

**分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)**

・異なる媒体を使用する記録機能を、複数具備する場合の優先関係は、原則として、内蔵型<カード<テープ<ディスク<レコードとし、レコード記録機を最優先して分類する。  
例えば、

レコード記録機とテープ記録機を共に具備するものはH6-51(レコード記録機)

ディスク記録機とテープ記録機を共に具備するものはH6-52(ディスク記録機)

記録媒体を内蔵していても、カード読み取り部があるものはH6-541(カード記録機)に分類する。

過去に分類した物品の名称
